

裁 決 書

審査請求人

同 代 理 人

処 分 庁 仙台市若林福祉事務所長

審査請求人[REDACTED]が平成28年2月15日付けで提起した生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市若林福祉事務所長が平成27年12月11日付けH27若保護第1176号で審査請求人[REDACTED]に対してした費用返還決定処分のうち、[REDACTED]円を超える部分はこれを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

仙台市若林福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成27年12月11日付けH27若保護第1176号で審査請求人[REDACTED]（以下「請求人」という。）に対してした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

保護費の返還について、前回の処分決定に際し、県庁職員から返還の必要はないとの言質を取り付けていたため。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及び添付書類並びに処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、平成26年11月14日に請求人の[REDACTED]受領により生計維持可能と判断し、同月1日付けで請求人の保護廃止決定処分を行ったこと。
- (2) 処分庁は、平成26年11月17日にケース診断会議を行い、請求人が受領した[REDACTED]について、[REDACTED]平成25年10月28日以降保護廃止時まで請求人に支給された保護費[REDACTED]円の返還を決定し、法第63条の規定による費用返還決定処分（「2判断」以下において「最初の返還決定処分」という。）を行ったこと。
- (3) 請求人は、(1)及び(2)の処分を不服として、宮城県知事（以下「審査庁」という。）に対して平成27年1月16日付けで審査請求を行ったこと。
- (4) 審査庁は、(3)の審査請求について、保護の廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とするものであることから、保護廃止日は[REDACTED]が請求人の口座に振り込まれた平成2

6年11月10日とするべきこと等により、平成27年6月26日付けで(1)及び(2)の決定処分を取り消す裁決をしたこと。

- (5) 審査庁は、(4)の裁決について、平成27年10月13日付けで更正決定したこと。
- (6) 処分庁は、請求人から提出された平成26年10月分通院移送費の申請について、法第63条に規定による費用返還決定処分の対象となることを説明した上で、平成27年8月26日に受理したこと。
- (7) 処分庁は、平成27年12月11日付けH27若保護第1180号で平成26年10月分の移送費の支給決定を決定し、平成27年12月25日に支給したこと。
- (8) 処分庁は、(4)の裁決に基づき、平成27年12月11日付けH27若保護第1199号で保護廃止決定処分、平成27年12月11日付けH27若保護第1176号で法第63条に基づく費用返還決定処分及び平成27年12月11日付けH27若保護第1179号で保護廃止日以降の保護費の返納決定処分を行ったこと。なお、法第63条の規定による費用返還対象額は、(2)の処分で返還対象額としていなかった平成26年10月分通院移送費 [] 円及び平成25年11月から平成26年10月分までの介護扶助費 [] 円を新たに算定したこと等により [] 円と決定したこと。

2 判断

- (1) 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」としている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とし、費用返還義務について規定している。
- (3) 「生活保護手帳別冊問答集2015」（以下、「別冊問答集」という。）問13-6では、[]、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、[]支給された保護費について返還請求の対象とするとしている。
- (4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。）第40条第1項第5号は、「審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに裁決でその旨を宣言することもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずることはできない」とされている。
- (5) 上記(1)から(4)を踏まえ本件処分について検討すると、審査庁による平成27年6月26日付け裁決及び平成27年10月13日付け更正決定に従って、保護廃止日を平成26年11月10日として改めて返還対象額を算定し、本件処分を行ったものである。本件処分における返還の対象となる資力の発生時点は、別冊問答集問13-6のとおり [] であり、処分庁が認定した返還対象額の算定期間は、資力の発生時点から、保護の廃止日の前日である平成26年11月9日までであり、この点について違法又は不当な点は認められない。しかし、返還対象額の算定に当たって処分庁は、認定事実(8)のとおり、最初の返還決定処分で算定していなかった平成26年10月分通院移送費と平成25年11月から平成26年10月分までの介護扶助費を新たにその対象としたため、返還決定額は、最初の返還決定処分の [] 円に対し、本件処分では [] 円と []

宮判

円増額決定している。

- (6) 資力の発生時点以降支給された保護費については、返還の対象となることは当然であり、本件処分において新たに通院移送費及び介護扶助費をその対象としたこと自体は誤りとは言えないが、違法な処分として取り消された最初の返還決定処分よりも増額して返還を求めることは、国民の権利利益の救済を図ることを目的とする行政不服審査制度の運用として著しく合理性を欠くものと言わざるを得ない。
- (7) なお、請求人は、県の職員から「返還の必要はない」との言質を取り付けたことから本件処分は取り消されるべきと主張する点についてであるが、本件処分は、当審査庁における平成27年6月26日付け裁決及び同年10月13日付け更正決定における「保護の廃止日を平成26年11月10日とし、(略)その前日分までの保護費を返還対象額として改めて決定する必要がある」との判示を踏まえてなされたものであり、請求人の主張は、本件処分を違法又は不当とする理由となるものではない。

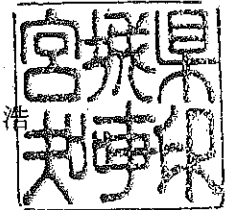
第3 結論

以上のとおり、本件処分は不当な点が認められるので、旧法第40条第2項の規定により、本文のとおり裁決する。

平成28年5月18日



宮城県知事 村井 嘉浩



(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として仙台地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます。また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした仙台市を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

更 正 決 定

審査請求人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 代 理 人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

処 分 庁 仙台市若林福祉事務所長

審査請求人 [Redacted] が平成28年2月15日付けで提起した生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、平成28年5月18日に当審査庁が決定した裁決に誤りがあるので、次のとおり決定する。

主 文

上記裁決の第3中「第40条第2項」とあるのを、「第40条第3項」に更正する。

平成28年 7月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

